

平成 2 4 年度

地方財政対策・税制改正関係資料

平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日

平成 24 年度税制改正大綱（地方税関係）の概要

総務省

政府の税制調査会は、平成 23 年 12 月 10 日、平成 24 年度税制改正大綱を取りまとめた。地方税制に関する概要は以下のとおり。

なお、沖縄関連税制については、国税・地方税ともに予算編成も踏まえながら引き続き検討。

1 原子力災害からの復興の支援

◎ 福島復興再生特別措置法案（仮称）の策定に伴う新たな支援策

- 避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除措置を、平成 25 年度以後当分の間継続。
- 課税免除区域から除外された区域に対する固定資産税等の減額措置を、原則 3 年度分とし、平成 25 年度以後当分の間、各年度において新たに除外された区域についても適用。
- 福島復興再生特別措置法（仮称）により、課税の特例を含む復興推進計画を作成できることとされる福島県の全ての地方公共団体について、当該計画に記載された事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合に地方交付税による特例的な減収補填措置を適用。

※ この他、法人税における原子力災害からの復興支援措置は、地方法人二税に自動影響。

2 住宅・土地税制

- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置を 2 年延長。
- 不動産取得税の住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）、宅地評価土地（住宅用地・商業用地）に係る課税標準の特例措置（2分の1）を 3 年延長。
- 固定資産税等（土地）の負担調整措置は、原則として、現行の仕組みを 3 年延長。また、住宅用地特例（特例割合 1/6 等）も現行を継続。ただし、不公平是正の観点から、住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で平成 26 年度に廃止。

3 車体課税

◎ 自動車取得税における「エコカー減税」の再編等

- いわゆる「エコカー減税」について、最新の燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長。
- また、一定の先進安全自動車（ASV）及び一定のバリアフリー車両の取得に係る課税標準の特例措置を創設。

※ 自動車重量税（国税）の当分の間税率について、1,500億円規模の負担軽減を実施し、燃費基準達成車を全て本則税率化等。

◎ 自動車関連税制のあり方についての見直し等

- 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。

4 環境関連税制等

◎ 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

- 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討。

5 地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革

◎ 地方税の充実

地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要。

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。

◎ 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革。

地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み（「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」）を導入。

- ・ 固定資産税の課税標準の特例措置2件について、地方自治体が課税標準の軽減の程度を法律で定める上限・下限の範囲内において条例で決定できるようにする。

6 税負担軽減措置等

◎ 固定資産税等の特例措置

- 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設。
- 鉄道駅のバリアフリー化に伴い設置されるホームドア及びエレベーターに係る固定資産税等の課税標準の特例措置を創設。
- JR三島会社（JR北海道、四国、九州）の事業用固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置、並びにJR三島会社及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を5年延長。なお、各会社の経営状況や株式上場の動向を勘案し、今後、必要な見直しを行う。
- 図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団・財団法人（特例民法法人から移行した一定の法人）に係る固定資産税等の非課税措置を追加。
- 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置を拡充し3年延長。
- 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置を2年延長。
- ホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価の見直しについて、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応。

◎ 軽油引取税の特例措置

- 軽油引取税の課税免除の特例措置を原則3年延長。

各種交付金による基金一覧

基金名等	当初の事業期間	国予算総額（億円）							合計	備考
		H20 2次補正		H21		H22		H23		
		1次補正	2次補正	予備費	国補正	1次補正	3次補正			
1 地方消費者行政活性化基金	H21～23	150	110						260	・ 地方団体が希望すればH24まで延長可能 (H22.8国要領改正)
2 高校生修学支援基金	H21～23		486			113	486		1,085	・ 国3次補正によりH26まで延長
3 妊婦健康診査臨時特例基金	H20～23	790				112			902	・ H24以降の取扱いを予算編成過程で検討
4 子宮頸がん等HPV接種緊急促進臨時基金	H22～23					1,085			1,085	・ H24以降の取扱いを予算編成過程で検討
5 安心子ども基金	H20～23	1,000	1,500	200		1,000			3,700	・ H24以降の取扱いを予算編成過程で検討
6 介護職員処遇改善等臨時特例基金	H21～23		4,773						4,773	・ H24以降の取扱いを予算編成過程で検討
7 介護基盤緊急整備等臨時特例基金	H21～23		2,495	137	502				3,134	・ H24以降の取扱いを予算編成過程で検討
8 障害者自立支援対策臨時特例基金	H21～23	855	1,523		39				2,417	・ H24以降の取扱いを予算編成過程で検討
9 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	H21～23		1,062					27	1,089	・ 国3次補正によりH24まで延長
10 緊急雇用創出基金	H21～23	1,500	3,000	1,500	1,000	1,000		2,000	10,000	・ 重点分野はH24まで延長決定（H23.7）、 さらに国3次補正でH25まで延長 ・ 緊急雇用事業はH23で終了
11 ふるさと雇用再生特別基金	H21～23	2,500							2,500	・ H23で終了の見込み
12 森林整備加速化・林業再生基金	H21～23		1,238	61	94			1,399	2,792	・ 国3次補正によりH26まで延長
13 地域グリーンニューデール基金	H21～23		550						550	・ H23で終了の見込み
14 地域自殺対策緊急強化基金	H21～24		100		8			37	145	
15 新しい公共支援事業基金	H22～24				86				86	
16 地域医療再生臨時特例基金	H21～25		3,100		2,100				5,200	
17 医療施設耐震化臨時特例基金	H21～22		1,222					167	1,389	・ やむを得ない場合は、耐震化整備事業 が完了するまで
合計		6,795	21,159	1,700	1,198	6,026	113	4,116	41,107	

(注) H23年度3次補正については、被災地限定分は含まない。

説 明 資 料

平 成 2 3 年 1 2 月
全 国 知 事 会

社会保障・税一体改革案

原案

(6月3日社会保障改革に関する集中検討会議)

・現行分を含めた、消費税の全税収(国・地方)を、高齢者三経費を基本としつつ、「社会保障四経費」における国と地方の役割分担に応じて配分を行う。

・地方単独事業で提供されているサービスについては、独自に財源が確保できるよう、地方自治体の課税自主権の拡大・発揮について検討。

成案(6月30日閣議報告)

- ① 現行分の消費税(国・地方)については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを維持。
- ② 引き上げ分の消費税収については、社会保障四経費に則った範囲における国と地方の役割分担に応じて配分を行う。

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理した上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、地方消費税の充実等の地方税制の改革などを行う。

この修正を前提として、今後、分科会も含めた「国と地方の協議の場」において継続的かつ実質的な協議を行う必要がある。

現行の地方消費税の税率及び国の消費税に係る地方交付税の法定率については、昭和63年の抜本的改革の際に実施された料理飲食や消費税や電気税をはじめとする地方の個別間接税の整理、平成6年の税制改革の際に実施された個人住民税や所得税の減税等によって生じた地方税や地方交付税の減収の身替わりとして、地方税財源を確保する観点から、その水準が決定された経緯がある。

昭和63年
(消費税創設前)

個別間接税

- ・料理飲食等消費税 (5,621億円)
- ・娯楽施設利用税 (1,288億円)
- ・電気税 (4,530億円)
- ・ガス税 (93億円)
- ・木材引取税 (14億円) 等

【地方税関係】

昭和63年の抜本的改革
(消費税創設) (単位：兆円)

消費譲与税の創設

(消費税収の20%)

1.1

既存個別間接税の整理

- ・料理飲食等消費税、娯楽施設利用税の縮小
- ・電気税、ガス税、木材引取税の廃止 等

△ 1.1

消費税収 (除：消費譲与税) の
24%を対象税目に追加

1.0

**左の国税3税の減税に伴う
交付税の減**(所得税の税率構造の見直し
(12段階→5段階)等)

△ 0.9

※個人住民税の減税 (税率構造の見直し
(7段階→3段階)等) により

△ 0.1

※この他個人住民税等の減税により△ 0.9

増減収額 △ 0.9

平成6年の税制改革

(地方消費税創設・消費税率引上げ)

地方消費税の創設

2.4

消費譲与税の廃止

△ 1.4

個人住民税の減税

(税率適用区分の見直し等) △ 1.0

消費税に係る交付税率の
引上げ (24%→29.5%)

1.5

**所得税の減税による
交付税の減**

(税率適用区分の見直し等) △ 0.8

※この他消費税引上げに伴う地方団体の
負担増等により

△ 0.7

増減収額 0

【地方交付税関係】

- ・所得税
- ・法人税
- ・酒税

の32%が対象税目

社会保障関係費の現状（平成22年度）

（単位：兆円）

	国費を伴う事業		地方単独 事業 c	地 方 負担計 b+c	国：地方 比率 (a : b+c)
	国費 a	地方費 b			
基礎年金	9.9	0.7	—	0.7	「高齢者3経費」
後期高齢者医療	4.5	2.2	0.0	2.2	
介護	2.2	2.1	0.7	2.8	
小計①（高齢者3経費）	16.6	5.0	0.7	5.7	国：地方 = 3 : 1 (74.4% : 25.6%)
その他年金（恩給等）	1.4	0.0	0.0	0.0	「社会保障4分野」
医療	5.1	1.5	2.7	4.2	
子ども・子育て	2.4	1.9	1.7	3.6	
小計②（社会保障4分野）	25.5	8.4	5.1	13.5	国：地方 = 2 : 1 (65.4% : 34.6%)
障害者福祉等	2.4	1.1	1.1	2.2	「関係経費全体」
合計（関係経費全体）	27.8	9.5	6.2	15.7	

（注）国費及び地方負担額は総務省の資料による。また、国費を伴う事業はH22当初予算ベース、地方単独事業はH22決算ベースの数値。

国と地方が一体として提供する社会保障サービス

項目	補助事業	地方単独事業
予防接種	予防接種による健康被害(国1/2)	予防接種自体(インフルエンザ等)【1,110億円】
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1/2)	胃がん、肺がん、大腸がん等【970億円】
保健所経費	肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1/2)	一般的保健所経費【2,630億円】
母子・乳幼児	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診(9回分)(国1/2)	妊婦健診(5回分)・乳幼児健診【850億円】
児童福祉	子ども手当(国定率負担)、児童扶養手当(国1/3)	児童相談所【350億円】、乳幼児医療費【2,400億円】
保育所経費	私立認可保育所(1/2)	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減【9,700億円】
老人福祉施設	特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設) (保険料50%、国20%)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等【800億円】
障害者医療	自立支援医療費(特定の医療費を自己負担 1割水準まで軽減)(国1/2)	その他障害者医療費【2,150億円】
生活保護	生活保護扶助(国3/4)	福祉事務所(ケースワーカー等)【750億円】
国民健康保険	国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)	保険料軽減【3,670億円】

9 注:地方単独事業の金額は、総務省調査による。

「社会保障・税一体改革」の今後の議論

1 「社会保障給付の全体像」の提示

- 高齢者三経費や社会保障四経費に限定せず、社会保障の総合化を見据え、障害者施策や就労支援等を含めた社会保障の全体像をまずは提示すべき。

<平成23年9月13日第178回国会における野田総理所信表明演説>

- ・ 社会保障制度については、「全世代対応型」へと転換し、世代間の公平性を実感できるものになければなりません。
- ・ 若者、女性、高齢者、障害者の就業率の向上を図り、意欲ある全ての人々が働くことができる「全員参加型社会」の実現を進めるとともに、貧困の連鎖に陥る者が生まれないうような確かな安全網を張らなければなりません。

2 地方単独事業についての財源措置

- 法令等により義務づけられた事業はもとより、乳幼児医療費助成や障害者医療費助成のように住民の声を踏まえて全国的に展開されている事業も対象とすべき。

乳幼児医療助成…全都道府県において実施

<少子化対策基本法>

第16条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

障害者医療助成…全都道府県において実施

<障害者基本法>

第12条第3項 国及び地方公共団体は、障害者とその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

- 現金給付のみならず、サービス給付も社会保障給付であることを前提に、マンパワーに係る人件費等についても対象とすべき。

(例) 保育所保育士：約88,700人、保健師・助産師：約35,500人、ケースワーカー：約21,700人、児童福祉司：約2,600人

地方単独事業（平成22年度決算）調査結果

（単位：億円）

項目	地方負担	
	都道府県	市区町村
1 総合福祉	2,142	1,643
2 医療	26,978	19,465
3 介護・高齢者福祉	7,088	6,132
4 子ども・子育て	17,200	13,817
5 障害者福祉	5,833	3,277
6 就労促進	588	247
7 貧困・格差対策	2,381	2,144
合計	62,210	46,725

注1 金額は一般財源ベースである。

注2 調査対象団体は、全都道府県及び被災三県の特定被災地方公共団体(95市町村)を除く全市町村・特別区である。

注3 調査対象外団体分(95市町村分)は、人口比(3.81%)に応じて機械的に算出し、計上している。

注4 乳幼児医療費助成(義務教育就学後分)、敬老祝金等敬老事業、職員分の子ども手当、本庁人件費、投資的経費、貸付金・積立金、公害関係、環境衛生関係、災害救助関係、厚生労働省が集計・公表している「社会保障給付費」(平成22年度予算)に計上されている事業は除外。

注5 本調査結果は、平成22年度決算統計の民生費(災害救助費を除く。)、衛生費(清掃費を除く。)、労働費、教育費のうち、地方公共団体から、上記の項目に該当するものとして報告があった金額を、総務省において集計したものである。

総務省調査による「社会保障関係の地方単独事業」の分析

地方単独事業全体

(うち「社会保障」分野に属さないもの)

出産祝い金、準要保護児童生徒援助・給食援助、通学バス運行事業費、勤労者住宅資金貸付預託金 等

「社会保障」分野に属するもの

(うち「給付」に該当しないもの)

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に係る事務費、
 公立病院・診療所等の保険収入外の繰入、保健所、保健センター、各種団体補助 等

「給付」に該当するもの

社会保障4分野以外		社会保障4分野 —(年金、医療、介護、子ども・子育て)—	
義務規定	民生委員活動費 等	妊産婦健康診査	等
努力義務規定	老人クラブ活動費 等	後期高齢者保健(健康診査等)、医療安全支援	等
その他の規定	ホームレス自立支援 等	老人日常生活用具・介護用品等支給、 公立幼稚園の運営費	等
なし	障害者施設利用者負担軽減 等	保育所(公立・私立)の職員加配・人件費の上乗せ・ 保育料軽減、 乳幼児医療費助成、介護サービス利用者負担助成、 国民健康保険の一般会計繰入れ、 子どもに対する現金給付	等

※これらの事業には、交付税措置等がなされているものが含まれている。(例：妊産婦健康診査)

厚生労働省社会保障改革推進本部の検討状況について(中間報告)【抜粋】

・社会保障給付費としては、今後、ILO基準に則り、「法令に基づき事業の実施が義務づけられる個人に帰属する給付」を対象とし、その際には財源構成に関わりなく把握する。

地方単独事業の整理にあたって

- 社会保障・税一体改革は、社会保障の機能強化とともに、国・地方を通じた安定的な社会保障財源を確保するものであり、国と地方が協力して推進すべき改革である。
- この改革を、国と地方が一体となって着実に推進していくためには、社会保障における地方が果たしている役割について、国と地方の真摯な協議により、認識を共有しておく必要がある。
- 今後、地方単独事業を含めた社会保障の全体像及び費用推計の総合的な整理を行うにあたり、以下の点を十分考慮することを求める。

- 1 現物サービスを提供を担う地方自治体の役割を踏まえ、住民の視点に立って、現実合理的なニーズがあるか否かに基づいて協議を行うこと。
その際、国制度との関連度合いや、統計上の形式的な整理ではなく、社会保障サービスを総合的に判断すること。
- 2 具体的には、次のような住民ニーズの強い社会保障サービスとなっている地方単独事業については、税収配分の基礎に含めること。
 - 地方が担う住民に対する現物サービスそのものである保健師、保育士、児童福祉司等のマンパワーに係る人件費
 - 予防接種、各種健診・検診などの予防医療や、高齢者の措置費、日常生活支援などの介護予防、幼児教育・保育など、医療や介護、少子化施策の一環として一体的に評価すべきもの
 - 地域の住民ニーズに対応するため実施せざるを得ない乳幼児・障害児（者）医療費助成や保育料の負担軽減、高齢者や低所得者が多いなど構造的な問題を抱えている国民健康保険の保険料軽減、地方公営企業法が想定している地域医療維持のための公立病院に対する負担など、法令等により義務付けられているものや住民生活に必要なものとして全国的に実施しているもの
- 3 これら地方が社会保障において果たしている大きな役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、偏在性の小さい地方消費税の充実など安定的な財源確保を図ること。

地方単独事業の総合的な整理についての論点

〔平成23年12月12日 社会保障・税一体改革分科会
内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提出資料から抜粋〕

<p>厚生労働省の分析によると、「医療」、「介護」、「子ども・子育て」に該当する事業は、総額で<u>3.8兆円程度</u></p>	<p>総務省が11月10日に公表した「地方単独事業に関する調査結果」において「医療」、「介護・高齢者福祉」、「子ども・子育て」に該当するものとして報告があった事業は<u>5.1兆円程度</u></p>
<p>①「社会保障四分野」(「年金、医療、介護、少子化」)に対処するための施策)に該当するかどうか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・地方ともにあくまでも「成案」における「年金、医療、介護、少子化」に対処するための施策」は限定的に解すべき (この場合、例えば医療では、医療保険制度などによる医療の給付に要する費用、介護では、介護保険制度による介護給付に要する費用が対象となり、介護以外の高齢者福祉などは対象外) ・ 医療や介護、少子化施策の一環として一体的に評価すべきものは、「四分野」の範囲内と整理すべき (この場合、例えば、医療では、予防接種・がん検診など、介護では、養護老人ホーム・介護予防など、少子化では、幼児教育などが対象)
<p>②「給付」に該当するかどうか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が制度として行っている社会保障については、人件費などの事務費や管理費は「社会保障給付費」に含んでおらず、「成案」にある「全て国民に還元し、官の肥大化には使わない」との観点から事務費や人件費などが含まれていないか、受益が直接個人に帰属しているか精査が必要
<p>③「制度として確立された」ものであるかどうか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師、保育士、児童福祉司等が提供する社会保障サービスは住民に対する現物サービスそのものであることから、これらのサービス提供に直接従事する職員等の人件費は「官の肥大化」には該当するものではなく、また、受益が国民に帰属するものは「社会保障給付」と整理すべき
<p>④「制度として確立された」ものかどうか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 極力客観的な基準を用いて整理すべきであり、法令上の義務規定の有無もそうした基準の候補の一つ ・ 全国的に実施されているかどうか、地域偏在があるかどうかも重要な基準
<p>⑤「制度として確立された」ものかどうか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上の規定があるかどうかだけでなく、納税者の立場に立って、必要なサービスとして広く実施されているものは「制度として確立された」ものと整理すべき